

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正し、次（俸給の特別調整額）の一部を改正する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一七―一五九

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

別表第一（第一条関係）

一〇六（略）

七 警察庁

、 警察支局	管区警察局	信部	府県情報通	(略)	(略)	管区警察局及 び警察支局	(略)	組
								織
								官
めるものに限る	所長（人事院の定	課長	(略)	(略)	(略)	支局長	(略)	職
								分
								区
五種	四種	(略)	(略)	(略)	(略)	一種	(略)	分

別表第一（第一条関係）

一〇六（略）

七 警察庁

又は府県情	管区警察局	信部	府県情報通	(略)	(略)	管区警察局	(略)	組
								織
								官
めるものに限る	所長（人事院の定	課長	(略)	(略)	(略)	局長 (新設)	(略)	職
								分
								区
五種	五種	(略)	(略)	(略)	(略)	一種	(略)	分

又は府県情 報通信部の 通信現業所	(略)
。	(略)
	(略)

八〇十三 (略)

十四 法務省

少年院	(略)	組 織
次長 部長	(略)	官 職
四種(人) 事院が 別に定 める場	(略)	区 分

報通信部の 通信現業所	(略)
。	(略)
	(略)

八〇十三 (略)

十四 法務省

少年院	(略)	組 織
次長 (新設)	(略)	官 職
四種(人) 事院が 別に定 める場	(略)	区 分

		婦人補導院	(略)	
		院長	(略)	(略)
		課長（人事院の定めるものに限る）	(略)	(略)
		四種	三種	合にあつては二種又は三種

入国者収容所		婦人補導院	(略)	
次長	所長	院長	(略)	(略)
		課長（人事院の定めるものに限る）	(略)	(略)
三種	二種	四種	三種	合にあつては二種又は三種

矯正管区		(略)	効果検証センター		矯正研修所				(略)		
部次長	部長	(略)	(略)	効果検証官	センター長	課長	部長	副所長	所長	(略)	
	二種	(略)	(略)	四種	三種	四種	三種	二種	一種	(略)	

矯正管区		(略)	矯正研修所				(略)			
(新設)	部長	(略)	(略)		課長	部長	副所長	所長	(略)	課長 首席入国警備官
	二種	(略)	(略)		四種	三種	二種	一種	(略)	四種

地方入国管 理局又は地 方入国管理	地方入国管 理局支局					
出張所長（人事院 の定めるものに 限る。）	統括審査官（人事 院の定めるもの に限る。）	首席審査官	課長	次長	支局長 統括審査官（人事 院の定めるもの に限る。）	
五種（人 事院が 別に定	五種	四種	三種	二種	五種	

十五
(略)

(略)	
(略)	
(略)	

十五
(略)

(略)		張所	局支局の出
(略)	課長 統括審査官（人事 院の定めるもの に限る。）		
(略)	五種	） は四種 三種又 二種、 つては 合にあ める場	

十六 出入国在留管理庁

入国者収容所			内部部局			組 織
課長	次長	所長	ものに限る。 人事院の定める 在留審査調整官（ ）。	室長（人事院の定 めるものに限る ）。	課長	部長 官 職
四種	三種	二種		二種	一種	区 分

（新設）

支局		在留管理局		地方出入国		留管理局		地方出入国在		
首席審査官	課長	次長	支局長	統括審査官（人事院の定めるものに限る。）	首席審査官	課長	警備監理官	次長	局長	首席入国警備官
四種	四種	三種	二種		五種	四種	三種	二種	一種	

	地方出入国 在留管理局 又は地方出 入国在留管 理局支局の 出張所
統括審査官（人事 院の定めるもの に限る。）	出張所長（人事院 の定めるものに 限る。）
五種	五種（人 事院が 別に定 める場 合にあ つては 二種、 三種又 は四種 一

統括審査官（人事院の定めるものに限る。）
五種

十七～二十四（略）

二十五 厚生労働省

組織	(略)	検疫所支所
官職	(略)	支所長
区分	(略)	四種（人事院が別に定める場合にあっては）

十六～二十三（略）

二十四 厚生労働省

組織	(略)	検疫所支所
官職	(略)	支所長
区分	(略)	四種

(略)	地方厚生局 分室	(略)			
(略)	課長（人事院の定 めるものに限る ）	分室長	(略)	(略)	
(略)	五種	四種	(略)	(略)	二種又 は三種

(略)	九州厚生局 沖縄分室	地方厚生局 分室（九州 厚生局沖縄 分室を除く ）	(略)		
(略)	分室長	課長（人事院の定 めるものに限る ）	分室長	(略)	(略)
(略)	二種	五種	四種	(略)	(略)

二十六～三十五 (略)

三十六 気象庁

地方气象台	(略)	気象測器検 定試験セン ター	(略)	組 織		
	業務・危機管理官		(略)	所長	(略)	官 職
	四種		(略)	四種	(略)	区 分

二十五～三十四 (略)

三十五 気象庁

地方气象台	(略)	日本海海洋 気象センタ ー	気象測器検 定試験セン ター	(略)	組 織		
	課長			(略)	所長	(略)	官 職
	四種			(略)	四種	(略)	区 分

管区気象台 、 沖縄気象 台又は地方 気象台の測 候所	(略)	業務・危機管理官	(略)
		五種	(略)

三十七 運輸安全委員会

事務局	組 織	官 職	区 分
	(略)	室長（人事院の定 めるものに限 る）。	二種
		企画官（人事院の 定めるものに限	

管区気象台 、 沖縄気象 台又は地方 気象台の測 候所	(略)	課長	(略)
		五種	(略)

三十六 運輸安全委員会

事務局	組 織	官 職	区 分
	(略)	室長（人事院の定 めるものに限 る）。	二種
		企画調整官（人事 院の定めるもの	

		る。)	次席航空事故調査 官(人事院の定 めるものに限る)	(略)
		(略)		(略)

三十八 (略)

三十九 環境省

組 織	(略)	国立水俣病 総合研究セ ンター	官 職	(略)	(略)
官 職	(略)	次長	区 分	(略)	二種
	(略)	部長			

		に限る。)	次席航空事故調査 官(人事院の定 めるものに限る)	(略)
		(略)		(略)

三十七 (略)

三十八 環境省

組 織	(略)	国立水俣病 総合研究セ ンター	官 職	(略)	(略)
官 職	(略)	(新設)	区 分	(略)	二種
	(略)	部長			

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

四十・四十一	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
三十九・四十	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)